

電気の供給を受ける契約 に関する考え方について

電力専門委員会取りまとめ

平成29年10月

本年度の検討事項等

1. 環境配慮契約の未実施機関等への対応について
2. 複数年等長期契約に関する対応について

I. 環境配慮契約のさらなる実施に向けた対応方針

3. 小売電気事業者の参入状況等を踏まえた全国一律 / 地域ごとの裾切り基準の設定に関する検討

II. 平成30年度における裾切り基準の設定に関する対応方針

III. 全国一律の裾切り基準の設定に向けた考え方

IV. 「入札方法の検討に当たっての安定供給の確保」に係る考え方

4. 非化石価値取引市場の創設等を踏まえた再生可能エネルギーの評価に関する検討
5. グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度によるCO₂削減相当量の再生可能エネルギーとしての評価に関する検討
6. J-クレジット制度によりクレジット認証された再生可能エネルギーの評価に関する検討

V. 再生可能エネルギーの導入状況に関する評価

7. メニュー別排出係数の取扱に関する検討

VI. 平成30年度におけるメニュー別排出係数の取扱に関する対応方針

第1回環境配慮契約法基本方針検討会において示した6つの課題（上記1～5及び7）を電力専門委員会において新たに6つの検討事項等として、再整理したもの。

平成29年度環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会
委員名簿【五十音順・敬称略】

大野	輝之	公益財団法人自然エネルギー財団常務理事
小川	芳樹	東洋大学経済学部長・総合政策学科教授
小川	喜弘	電気事業連合会立地環境部長
高村	ゆかり	名古屋大学大学院環境学研究科教授
竹廣	尚之	株式会社エネット経営企画部長
辰巳	菊子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会常任顧問
藤野	純一	公益財団法人地球環境戦略研究機関上席研究員 国立研究開発法人国立環境研究所主任研究員
松村	敏弘	東京大学社会科学研究所教授
(座長)	山地 憲治	公益財団法人地球環境産業技術研究機構理事・ 研究所長

- I. 環境配慮契約のさらなる実施に向けた対応方針
- II. 平成30年度における裾切り基準の設定に関する対応方針
- III. 全国一律の裾切り基準の設定に向けた考え方
- IV. 「入札方法の検討に当たっての安定供給の確保」に係る考え方
- V. 再生可能エネルギーの導入状況に関する評価
- VI. 平成30年度におけるメニュー別排出係数の取扱に関する対応方針
- VII. 電気の供給を受ける契約に関する検討課題等

環境配慮契約のさらなる実施に向けた対応方針

環境配慮契約の未実施機関等の現状と課題

- 環境配慮契約の未実施機関等【参考1】は、
 - 全体では契約件数・予定使用電力量ともに32.7%（約3分の1）が環境配慮契約を未実施
 - 国の機関の未実施割合は契約件数で16.1%（前年度比+2.7ポイント）、予定使用電力量で7.5%（同+1.1ポイント）
 - 独立行政法人等の未実施割合は契約件数では57.1%（前年度比+1.9ポイント）、予定使用電力量は43.8%（同+8.4ポイント）
 - 国の機関と独立行政法人等の未実施割合を比較すると、独立行政法人等が契約件数で約3.5倍、予定使用電力量で約5.8倍
- 環境配慮契約の未実施理由【参考2】は、
 - 環境配慮契約の未実施理由を回答した931件が対象（不明を除く。複数回答）
 - 「組織再編等への対応による措置」が30.3%、「応札がない・見込めない」が29.4%、「長期継続契約等で安価な契約が可能」が23.0%、「電力供給契約が3者に満たない」が19.9%、「長期継続契約期間中」が8.2%、「裾切り基準が設定できなかった」が7.5%、「安定供給の懸念」が7.1%、以下5%未満の項目が続く

【参考1】電気の供給を受ける契約の締結実績

- 契約件数・予定使用電力量ともに**67.3%が環境配慮契約を実施**（環境配慮契約不可能分を除く）
- 平成27年度の環境配慮契約の実施割合から契約件数で**約4ポイント減**

高圧・特別高圧 (50kW以上)		総数(合計)	環境配慮契約 (裾切り方式)を実施した 件数・予定使用電力量	環境配慮契約を実施可能であったが未実施の 件数・予定使用電力量	環境配慮契約の実施が不可能であった 件数・予定使用電力量	環境配慮契約の割合(実施不可能分を除く)
契約件数 (件)	国の機関	2,267 (100.0%)	1,762 (77.7%)	339 (15.0%)	166 (7.3%)	83.9%
	独立行政法人等	1,531 (100.0%)	610 (39.8%)	811 (53.0%)	110 (7.2%)	42.9%
	合計	3,798 (100.0%)	2,372 (62.5%)	1,150 (30.3%)	276 (7.3%)	67.3%
予定使用電力量 (百万kWh)	国の機関	2,754 (100.0%)	2,375 (86.3%)	193 (7.0%)	185 (6.7%)	92.5%
	独立行政法人等	6,109 (100.0%)	3,259 (53.3%)	2,543 (41.6%)	307 (5.0%)	56.2%
	合計	8,863 (100.0%)	5,634 (63.6%)	2,736 (30.9%)	492 (5.6%)	67.3%

注1：「環境配慮契約の実施が不可能」は、電力供給事業者が3者に満たない（沖縄電力供給区域を含む）が該当

注2：予定使用電力量については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある

【参考2】環境配慮契約の未実施の理由

未実施理由回答件数：931件（不明を除く）

【複数回答】

環境配慮契約の未実施の理由	件数	割合
組織再編等への対応による措置	282	30.3%
応札がない・見込めない	274	29.4%
長期継続契約等で安価な契約が可能	214	23.0%
電力供給会社が3者に満たない	185	19.9%
長期継続契約期間中	76	8.2%
裾切り基準が設定できなかった	70	7.5%
安定供給の懸念	66	7.1%
次年度又は現在の契約が終了後契約方式の切替又は切替を検討中	24	2.6%
発電施設を保有又は公共発電から受電	12	1.3%
移転に伴う暫定的な措置	11	1.2%
小売電気事業者が事業から撤退したため期の途中からの契約となった	10	1.1%
予定電力使用量が少ない等少額随意契約の範囲内	10	1.1%
新設等により予定使用電力量が提示できない	8	0.9%
裾切り方式の準備不足、手続の遅れ	8	0.9%
技術的理由等により競争を許さない	5	0.5%
契約の自動更新、継続契約、契約期間の定めなし等	4	0.4%
その他	35	3.8%

環境配慮契約のさらなる実施に向けた対応方針

複数年等長期契約の現状と課題

- 電気の供給を受ける契約の契約期間【参考3、参考4】は、
 - 1年以下が全契約の約93%
 - 複数年等長期契約（13ヶ月以上）のうち、2年以下の契約が約半数、3年以下までの契約を加えると約93%
 - 2年以下（13～24ヶ月）の契約の約87%が環境配慮契約を実施
 - 2年を超える契約は、相対的に予定使用電力量の多い機関等が該当し、そのうち約57%が環境配慮契約を実施
- 長期契約の理由【参考5】は、
 - 全体では「安価な契約が可能」が約62%、「契約手続の簡素化」が約42%、「その他」が約16%
 - 2年以下（13～24ヶ月）の契約では「安価な契約が可能」及び「契約手続の簡素化」が約43%、「その他」が約31%で、うち「契約期間の調整」のためとする回答が約7割
 - 2年を超える契約（25～36ヶ月及び37ヶ月以上）では、約7割超が「安価な契約が可能」を挙げ、第一義的には経済的な理由により長期契約を実施

【参考3】 契約期間別環境配慮契約実施状況

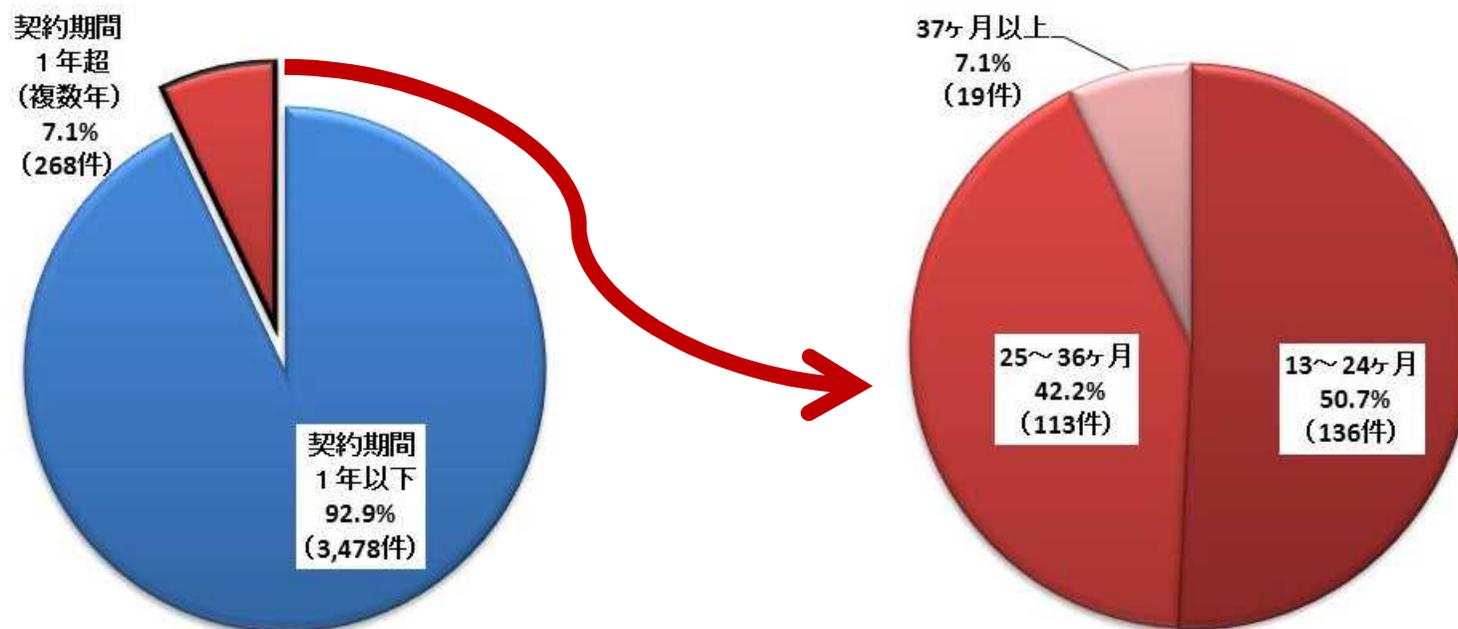
- 13～24ヶ月（1年超～2年）以下の契約は**87%**が環境配慮契約を実施
- 37ヶ月（3年超）以上の複数年等長期契約は**19件中18件（電力量で99%）**が環境配慮契約を未実施（未実施の18件すべて随意契約）

高圧・特別高圧		総数（合計）	環境配慮契約を 実施	実施可能であっ たが未実施	実施が不可能	環境配慮契約の 割合（実施不可 能分を除く）
契約件数 （件）	13～24ヶ月以下 （1年超2年以下）	136	115	17	4	87.1%
		100.0%	84.6%	12.5%	2.9%	
	25～36ヶ月以下 （2年超3年以下）	113	72	38	3	65.5%
		100.0%	63.7%	33.6%	2.7%	
	37か月以上 （3年超）	19	1	18	0	5.3%
	100.0%	5.3%	94.7%	0.0%		
	合 計	268	188	73	7	72.0%
		100.0%	70.1%	27.2%	2.6%	
予定使用 電力量 （百万kWh）	13～24ヶ月以下 （1年超2年以下）	782	369	358	55	50.7%
		100.0%	47.2%	45.8%	7.0%	
	25～36ヶ月以下 （2年超3年以下）	806	294	499	13	37.0%
		100.0%	36.4%	61.9%	1.6%	
	37か月以上 （3年超）	263	2	262	0	0.7%
	100.0%	0.7%	99.3%	0.0%		
	合 計	1,851	664	1,119	68	37.2%
		100.0%	35.9%	60.4%	3.7%	

注：契約期間が「不明」を除く。以下同じ

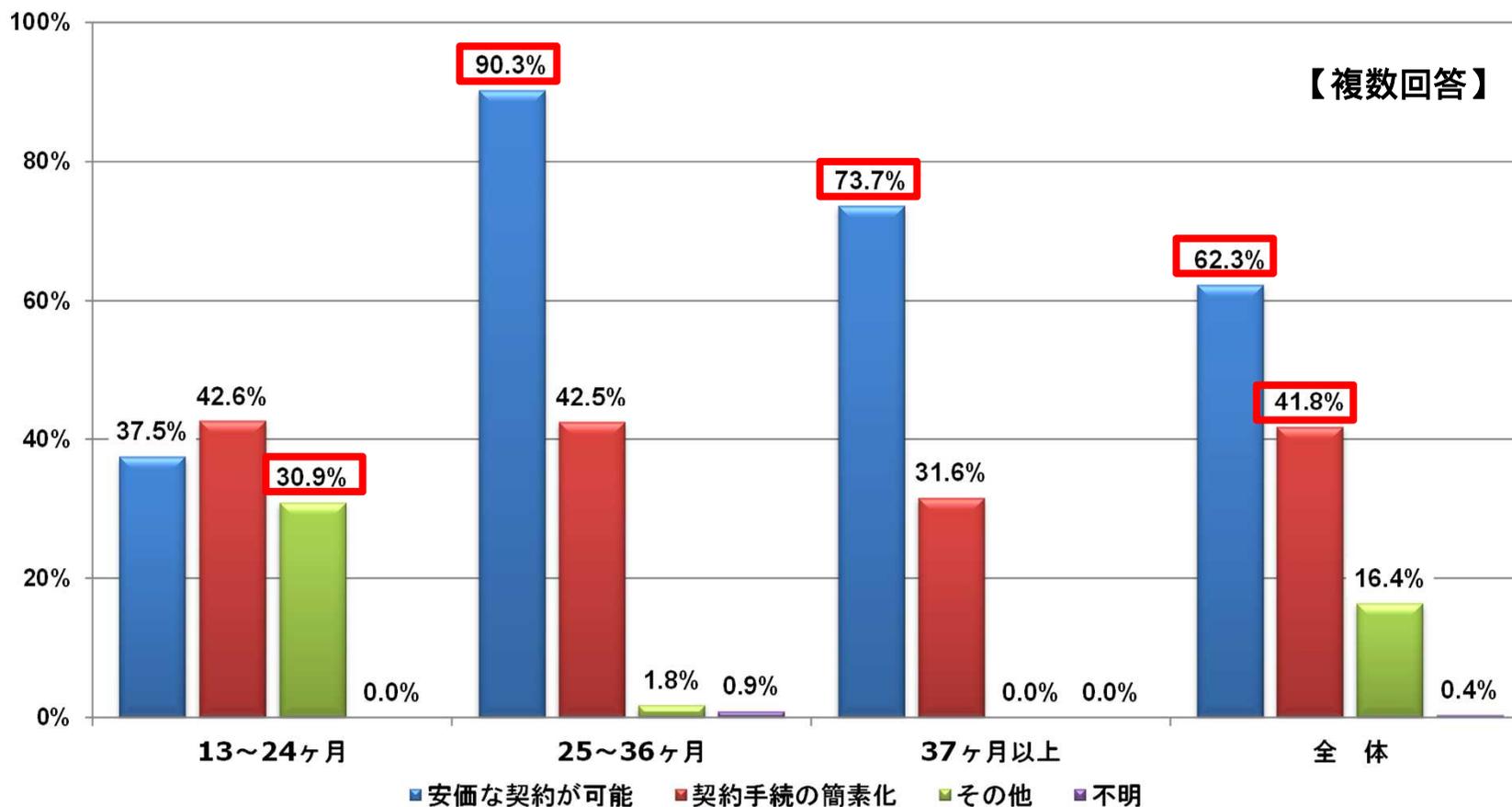
【参考4】 契約期間別契約方式・機関等

- 12ヶ月（1年）以下の契約期間が**93%**
- 複数年等長期契約（13ヶ月以上）の約半数が24ヶ月（2年）以下
- 25ヶ月以上（2年超）の機関は、国立大学法人、高等専門学校、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人及び病院・医療施設等で、予定使用電力量が相対的に多い機関
- 予定使用電力量の平均は12ヶ月以下が2.0百万kWh、13～24ヶ月が5.7百万kWh、25～36ヶ月が7.1百万kWh、37ヶ月以上が13.9百万kWh



【参考5】複数年等長期契約（13ヶ月以上）締結理由

- 「安価な契約が可能」が全体の**6割超**。25ヶ月～36ヶ月（2年超3年以下）以上の契約では**90%**。37ヶ月（3年超）以上の契約では**74%**
- 「契約手続の簡素化」が全体の**約4割**。37ヶ月（3年超）以上はやや低い
- 「その他」のうち、新築や他の施設、会計年度へ合わせる等の「契約期間の調整」が**約7割**。他に「単年度の場合は入札参加事業者が少ない」が**18%**



環境配慮契約のさらなる促進に向けた対応方針

環境配慮契約の促進に向けた対応方針

- 電力供給に係る契約については、会計法上で複数年等長期契約が認められていることを前提として対応する必要がある。
- 環境配慮契約の未実施の理由のうち、
 - 「応札がない・見込めない」「電力供給会社が3者に満たない」「安定供給の懸念」は、小売電気事業者の参入状況を情報提供することが有効であると考えられる。
 - 「長期継続契約で安価な契約が可能」は、複数の小売電気事業者から見積りや聞き取りを行うよう助言することが有効であると考えられる。
 - 「長期継続契約期間中」「裾切り基準が設定できなかった」は、環境配慮契約に係るひな形やQ&Aを情報提供することが有効であると考えられる。



- 環境配慮契約の実施状況をより改善するため、調達者が各々の状況を認識し契約方法を見直すことができるよう、未実施の理由等を踏まえた情報提供を積極的に行う必要がある。
- 各機関の取組の進捗状況を踏まえ、個別対応も検討すべき。

- I. 環境配慮契約のさらなる実施に向けた対応方針
- II. 平成30年度における裾切り基準の設定に関する対応方針
- III. 全国一律の裾切り基準の設定に向けた考え方
- IV. 「入札方法の検討に当たっての安定供給の確保」に係る考え方
- V. 再生可能エネルギーの導入状況に関する評価
- VI. 平成30年度におけるメニュー別排出係数の取扱に関する対応方針
- VII. 電気の供給を受ける契約に関する検討課題等

平成30年度における裾切り基準の設定に関する対応方針

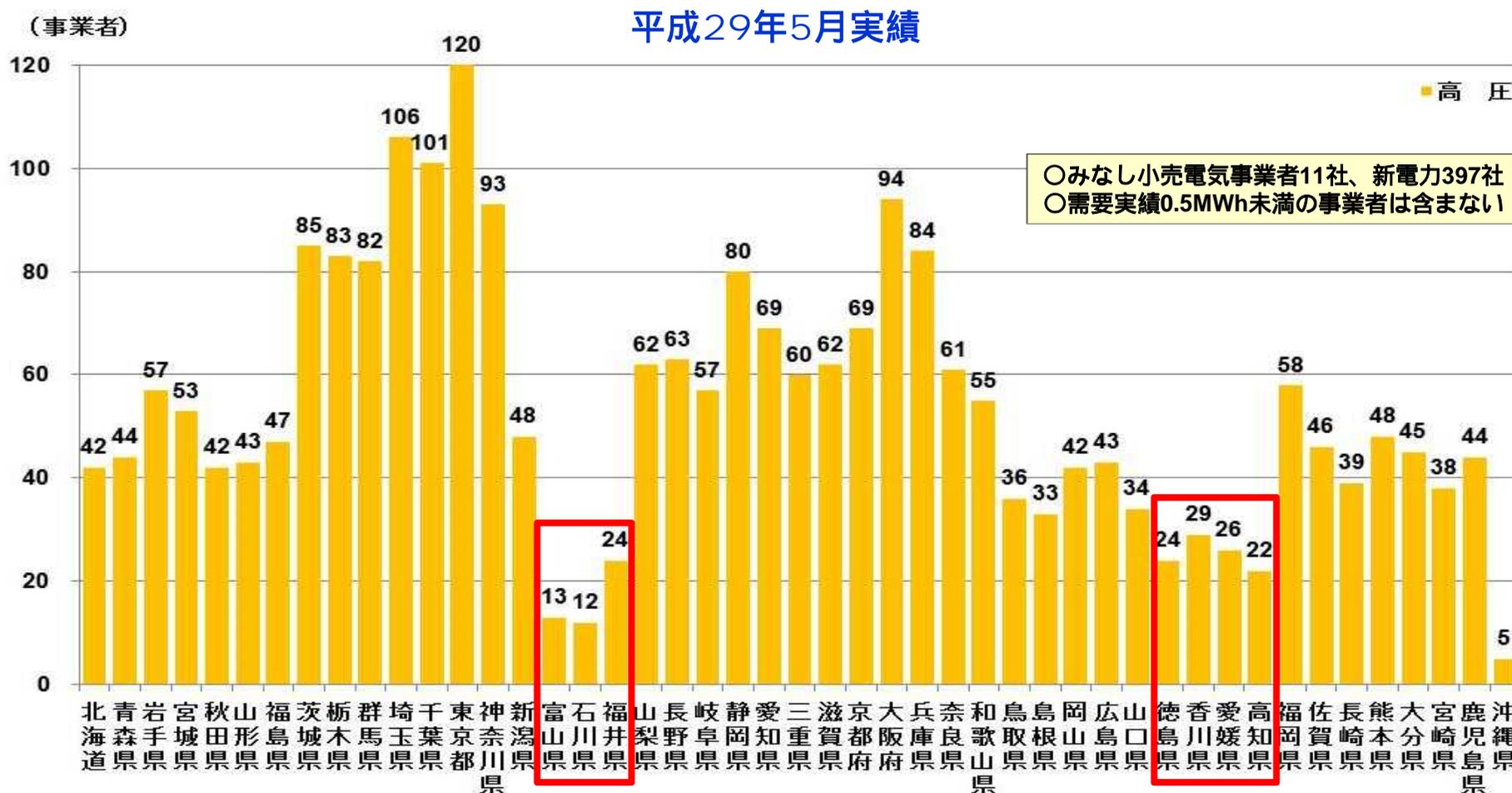
- 昨年度の検討においては、裾切り基準の運用について、
 - 小売電気事業者の参入状況は、地域によって大きな差異がみられること
 - 小売電気事業者の託送関連の手続は、一般送配電事業者の供給区域ごととなっていること
 - 小売電気事業者の参入動向が捉えきれないこと
- から、当分の間は、これまでと同様、一般送配電事業者の供給区域ごとに裾切り基準を設定することが適切と判断されたところ。

- 国及び独立行政法人等の裾切り方式による調達が多い高圧区分は、
- 北陸電力及び四国電力供給区域において参入事業者数が少ない状況にある【参考6】
 - 販売電力量の観点からは、北陸電力、中国電力及び四国電力供給区域において新電力の販売電力量が10%に満たず、特に北陸電力供給区域においては1.7%に過ぎない状況にある【参考7】

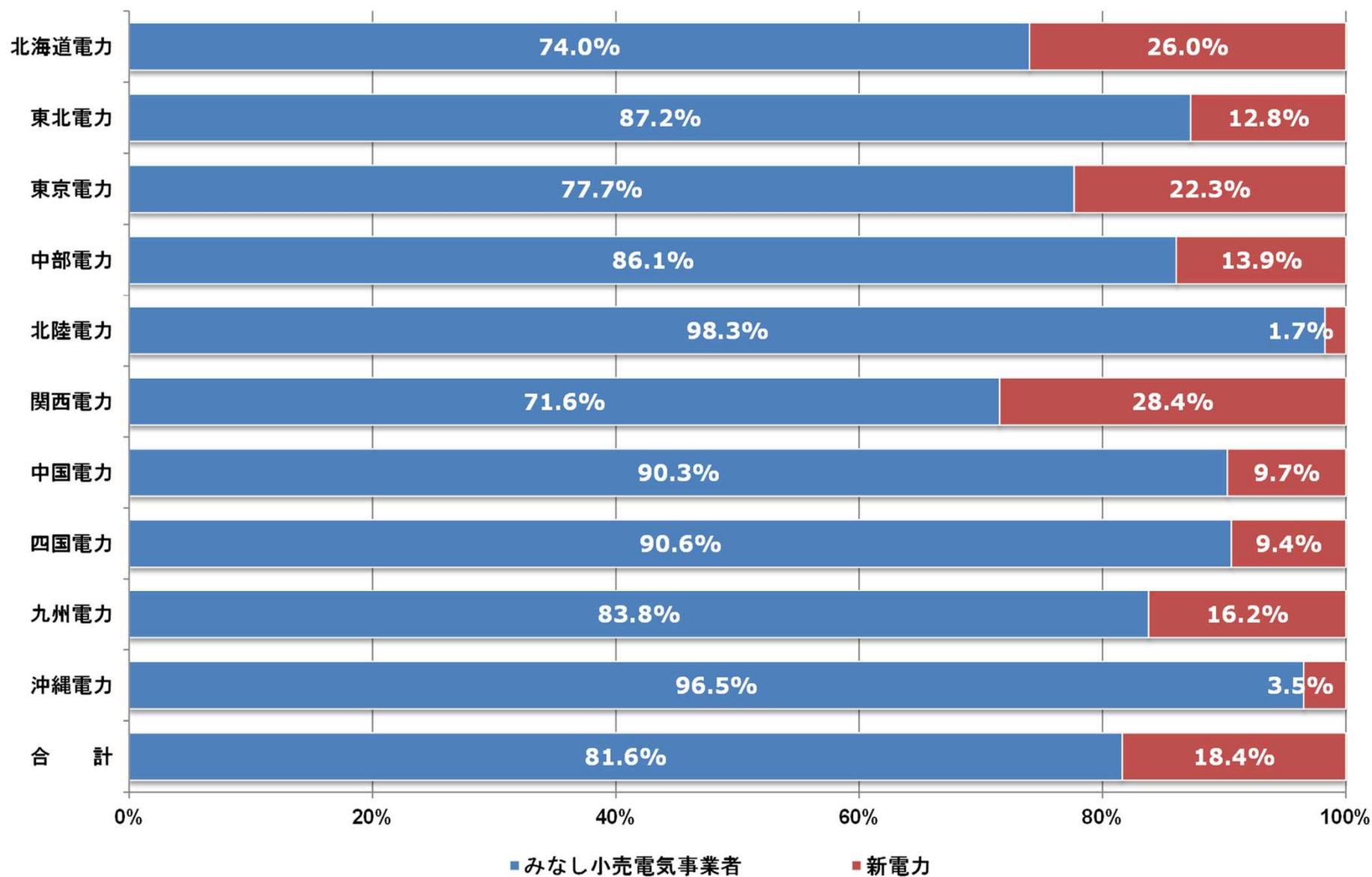
- 
- 平成30年度においても、引き続き一般送配電事業者の供給区域ごとに裾切り基準を設定することが適切である。
 - 全国一律の裾切り基準の設定に向けた検討を開始すべき。

【参考6】都道府県別小売電気事業者の参入状況（高圧区分）

- 平成29年5月の全国の参入状況は、みなし小売電気事業者11社、新電力397社
- 北陸3県及び四国4県への小売電気事業者の参入は少ない状況



【参考7】供給区域別販売電力量（高压区分）【平成29年5月】



- I. 環境配慮契約のさらなる実施に向けた対応方針
- II. 平成30年度における裾切り基準の設定に関する対応方針
- III. **全国一律の裾切り基準の設定に向けた考え方**
- IV. 「入札方法の検討に当たっての安定供給の確保」に係る考え方
- V. 再生可能エネルギーの導入状況に関する評価
- VI. 平成30年度におけるメニュー別排出係数の取扱に関する対応方針
- VII. 電気の供給を受ける契約に関する検討課題等

全国一律の裾切り基準の設定に向けた考え方

- 昨年度、「二酸化炭素排出係数の低い事業者の参入を促す観点から、参入事業者の比較的多い地域については、可能な限り一定レベル以上で同一の裾切り基準とするなど、具体的な裾切り基準の設定に当たって十分考慮するものとする」とされたことを踏まえ、**当分の間**は、供給区域ごとに裾切り基準を設定しつつ、**可能な限り複数の一般送配電事業者の区域をグループ化**できるような裾切り基準の設定について検討を開始する

グループ化に当たっては、裾切り基準の重要な評価項目の**CO₂排出係数の区分が概ね同程度**であることを前提とし、例えば以下の観点から競争性の確保状況に基づきグループ化することを検討する。

入札参加者数【参考8、参考9】

最低限入札が成立する入札参加者数を需要側の指標とできないか

小売電気事業者の参入数【参考6】

当該区域の供給側の競争性の指標とできないか

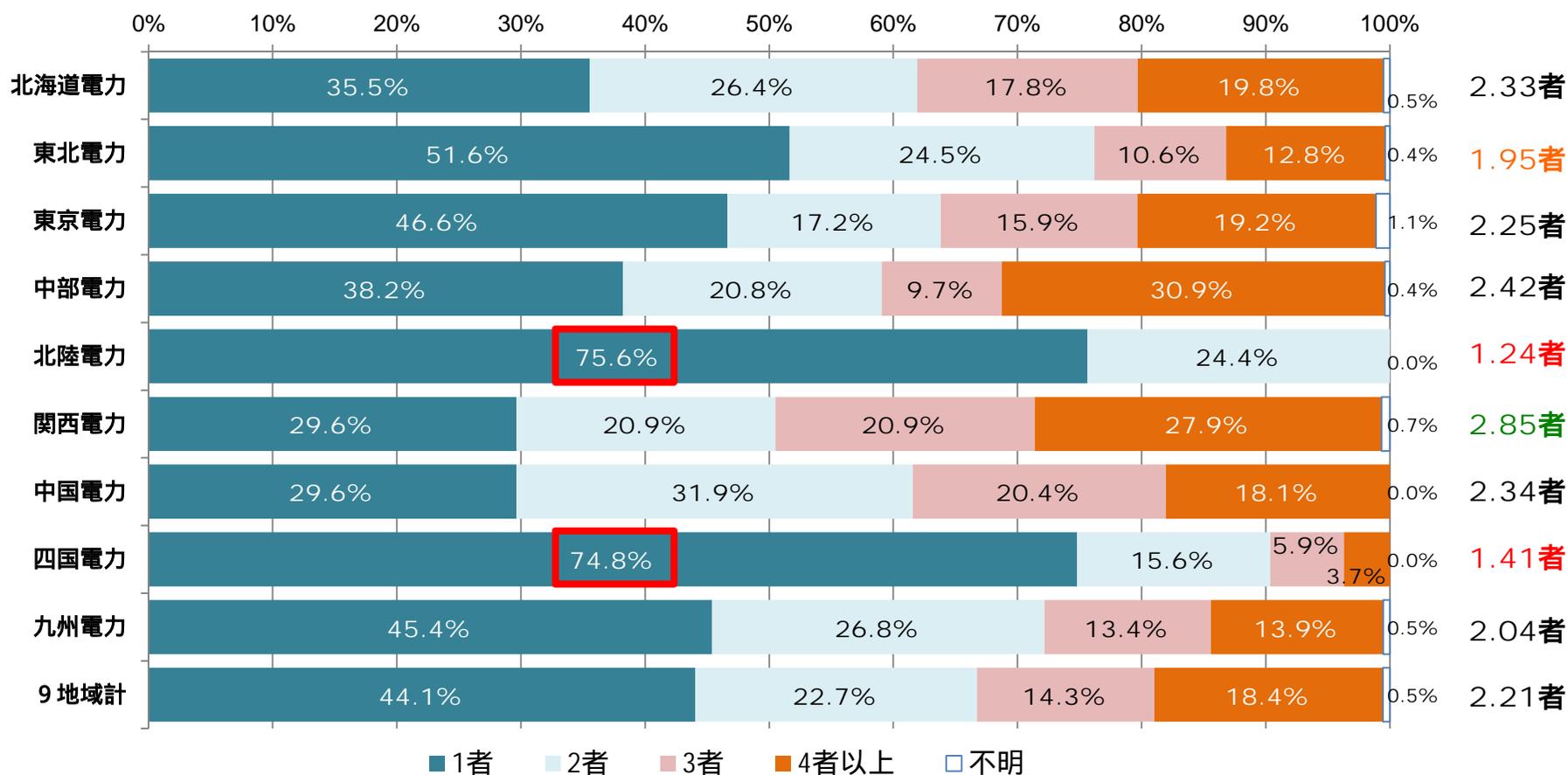
新電力の販売電力量【参考7】

当該区域の電気の供給力の観点から競争性の指標とできないか

→ 平成31年度以降を見据え、**全国一律の裾切り基準の設定に向けた議論、複数区域のグループ化に向けた議論を開始すべき。**

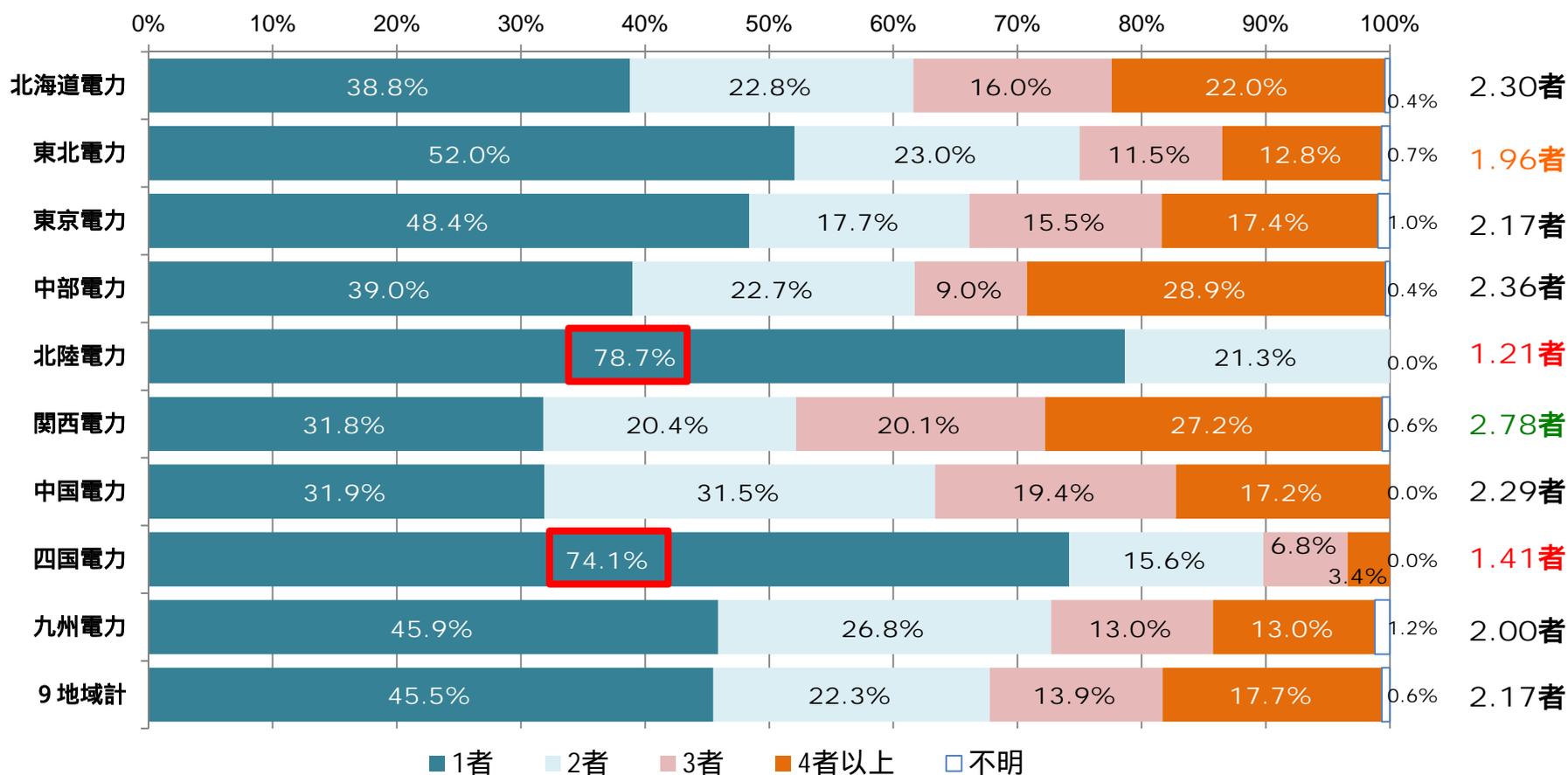
【参考8】供給区域別入札参加事業者数【環境配慮契約を実施】

- 9地域の合計では不明を除く2,372件中1,045件が1者入札（44.1%）
- 特に北陸電力及び四国電力供給区域では約4分の3が1者入札
- 9地域全体の平均入札参加事業者数は2.21者。関西電力供給区域は2.85者



【参考9】供給区域別入札参加事業者数【すべての契約】

- 9地域の合計では2,649件中1,205件が1者入札（45.5%）
- 環境配慮契約を実施した場合と傾向に大きな差異なし
- 9地域全体の平均入札参加事業者数は2.17者。北陸電力供給区域は1.21者



- I. 環境配慮契約のさらなる実施に向けた対応方針
- II. 平成30年度における裾切り基準の設定に関する対応方針
- III. 全国一律の裾切り基準の設定に向けた考え方
- IV. 「入札方法の検討に当たっての安定供給の確保」に係る考え方
- V. 再生可能エネルギーの導入状況に関する評価
- VI. 平成30年度におけるメニュー別排出係数の取扱に関する対応方針
- VII. 電気の供給を受ける契約に関する検討課題等

「入札方法の検討に当たっての安定供給の確保」に係る考え方

- 基本方針における入札方法の検討に当たっての「**安定供給の確保**」に係る記載について、昨年度の電力専門委員会において委員から御発言があったところ。

環境配慮契約法基本方針 2 . (1) 抜粋

- 裾切り方式による具体的な入札方法の検討に当たっては、当分の間、適切な地域ごとに検討するものとし、当該地域における電気の供給状況及び小売電気事業者の温室効果ガス等の排出の程度を示す係数を参考とするものとする。また、その際は**安定供給の確保のための取組との調和を確保する**とともに、公正な競争を確保するものとする。

平成28年度第3回電力専門委員会における委員発言抜粋

- 実際に実務の現場では、前回も議論があったと思うのですが、新電力と契約して、本当に電気が来るのかという、素朴というか naïve な疑問が現場ではあるんですよね。安定供給の確保のための取組というのは意味が分からないのだけれども、これが入っていると、やはり新電力は危ないのではないかというような誤解を広げることになりかねないので、特段の意味がないのであれば、これは外した方がいいのではないかと思います。
- 安定供給と公正な競争というのは、俗に言うエネルギー政策の3つのEに対応するものだと私は考えていて、環境配慮契約法自体を読み込むとそういうことが出てくるのではないですか。当然、安定供給というかエネルギー安全保障と経済性と、それから環境があるわけですから、それを書いているだけの文章とだけ思って、私は全然引っかけられない。

「入札方法の検討に当たっての安定供給の確保」に係る考え方

- 入札にかける側がどれだけ安定供給の確保のための取組と調和をするような入札というのが現実に行えるのか、あるいは要請に応えられるのかという意味でいくと、やはりそぐわないように思います。
- 安定供給という言葉が強硬に入れるように言ったのは電気事業連合会の方だと記憶しています。電気事業連合会の主張は、新電力だと届かないということを行ったのではなく、文字どおり、本当の意味での安定供給の話。排出係数をいくつ以下にしなければいけないと言われて、本当に電気が足りない状況になって、老朽火力を動かさなければいけないという状況になったときに、でもそれを行ったら排出係数が上がってしまうので困るとか、そういう状況になっては困るので、そういう問題とバッティングしないように考えてほしいということ。個々の小売事業者が倒産するかもしれないというたぐいのものではなかったと認識しています。そういう議論の過程が明らかで、それを誤認されないようにしてくださいと言った記憶があります。しかしこれを文章として見ると、やはり誤認されるということが、この段階で相当に明らかになってきた。それに対して、このルールが安定供給を損なうと考えるのはやはりリアリティがない。電気が逼迫している時に排出係数のことを気にしているお客は老朽火力や石炭火力を止めろというようなことは、わざわざこの文言を書かなくてもありえないですね。そもそもここで何を書かれても、安定供給を損ねるような運用が強いられるというのはリアリティがないと思うので、もうそろそろこの文言は削除すべきではないか。

「入札方法の検討に当たっての安定供給の確保」に係る考え方

■ 最終保障供給及びユニバーサルサービス

法施行当時、安定供給の確保のために十分配慮するとしていた最終保障供給及びユニバーサルサービスについて、現在、国等が使用する電力量の大部分を占める高圧及び特別高圧においては、みなし小売電気事業者ではなく一般送配電事業者にその義務が課されている。

低圧電力については、当面の間（少なくとも2020年（平成32年）3月末までの間）は、引き続きみなし小売電気事業者がその義務を負う

低圧電力については、当面の間はみなし小売電気事業者がその義務を負い、義務を果たすことによる排出係数の悪化があり得ると想定されるが、高圧及び特別高圧を含む全ての電力においてその義務を負っていた法施行当時と比べると、その可能性は相当程度低いと考えられる。

また、基本方針に記載された「安定供給の確保」に係る文言は、調達者に対して新電力は安定供給に問題があると誤認させ、より排出係数の低い小売電気事業者からの電力の調達を妨げる恐れがある。

- 
- 低圧電力における義務の履行により排出係数が悪化する可能性は残っており、引き続き一定の考慮が必要である。
 - 入札方法の検討に当たっての安定供給の確保の記載については、現状を踏まえ、基本方針から当該文言を削除するとともに、解説資料に考慮すべき内容を記載することが適当である。

- I. 環境配慮契約のさらなる実施に向けた対応方針
- II. 平成30年度における裾切り基準の設定に関する対応方針
- III. 全国一律の裾切り基準の設定に向けた考え方
- IV. 「入札方法の検討に当たっての安定供給の確保」に係る考え方
- V. **再生可能エネルギーの導入状況に関する評価**
- VI. 平成30年度におけるメニュー別排出係数の取扱に関する対応方針

再生可能エネルギーの導入状況に関する評価

「非化石価値取引市場から調達したFIT電気」

■ 非化石価値取引市場については、

- 本年度から創設され、非化石価値（非化石比率の算定時に非化石価値として計上可能）の取引が開始される
- 市場開設当初（平成29年度）はFIT電気に相当する非化石証書のみについて先行して取引が開始予定（**現在制度設計中**）
- 非FIT非化石電気に相当する非化石証書の取引については平成31年度を目途に開始予定

現行の裾切り方式においてFIT電気は、負担に応じて全需要家に環境価値が帰属するとの扱いから、「再生可能エネルギーの導入状況」として評価を行っていないが、以下の観点から検討が必要と考えられる

- 非化石価値は、全需要家のFIT電気による負担を減らすことを目的として、FITの環境価値も含めて取引される観点
- 今後創設される非化石価値取引市場の活性化を図る観点
- 再生可能エネルギー電気等の調達を促進し、低炭素な電気を供給する小売電気事業者の選択肢を拡大する等の観点

➡ 非化石価値取引市場から調達したFIT電気に相当する非化石証書については、**制度の詳細が決定した段階において、「再生可能エネルギーの導入状況」としての評価を検討すべき。**

再生可能エネルギーの導入状況に関する評価 「グリーンエネルギーCO₂削減相当量」

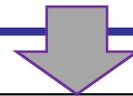
- 昨年度の電力専門委員会において、グリーン電力・熱証書の調整後排出係数への反映の取扱いについては、「温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会」の議論を踏まえる必要があることから、継続検討とされたところ
- 
- 上記の検討会においてグリーンエネルギー事業者の「所内消費」分の電力及び熱について小売電気事業者の排出係数の算定に活用可能とされたところ
- 

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により認証されたグリーンエネルギー事業者の「所内消費」分の電力については、小売電気事業者の排出係数の算定に活用可能とされたことから、再生可能エネルギー導入の促進のために、「再生可能エネルギーの導入状況」として評価することが適当である。

再生可能エネルギーの導入状況に関する評価

「J-クレジット制度においてクレジット認証された再生可能エネルギー電気」

- J-クレジット制度においてクレジット認証された温室効果ガスの量は、小売電気事業者の排出係数の算定に活用可能とされており、その中には再生可能エネルギーにより発電された電力由来のものも含まれているところ
- 電力専門委員会における「再生可能エネルギーの導入状況に関する評価」に関する検討において、**グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度**により認証されたグリーンエネルギー事業者の「所内消費」分の電力を「**再生可能エネルギーの導入状況**」として評価することが適当と判断された



J-クレジット制度においてクレジット認証された温室効果ガスの量については、小売電気事業者の排出係数の算定に活用可能とされており、その中には再生可能エネルギーにより発電された電力由来のものも含まれていることから、再生可能エネルギー導入の促進のために、再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量については、**「再生可能エネルギーの導入状況」**として評価することが適当である。

「再生可能エネルギーの導入状況」の取扱について

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により認証されたグリーンエネルギー、J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量については、「再生可能エネルギーの導入状況」として評価することが適当

再生可能エネルギーの導入状況（％）

$$= \frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）【 + + + 】 kWh}}{\text{前年度の供給電力量（需要端） kWh}} \times 100$$

前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））

前年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く）

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により認証されたグリーンエネルギーの電力量（kWh）

J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）

及び については、前年度に小売電気事業者の調整後二酸化炭素排出量の算定に用いたものに限る
非化石価値取引市場から調達したFIT電気については制度の詳細が決定した段階で検討する

また、再生可能エネルギーの導入を促進するインセンティブとするため、「再生可能エネルギーの導入状況」の重み付け（配点）を高めることが適当である



CO₂排出係数：70点程度、未利用エネルギーの活用状況：10点程度、
再生可能エネルギーの導入状況：20点程度

- I. 環境配慮契約のさらなる実施に向けた対応方針
- II. 平成30年度における裾切り基準の設定に関する対応方針
- III. 全国一律の裾切り基準の設定に向けた考え方
- IV. 「入札方法の検討に当たっての安定供給の確保」に係る考え方
- V. 再生可能エネルギーの導入状況に関する評価
- VI. 平成30年度におけるメニュー別排出係数の取扱に関する対応方針
- VII. 電気の供給を受ける契約に関する検討課題等

平成30年度におけるメニュー別排出係数の取扱に関する考え方

- 平成28年度のメニュー別排出係数（平成29年7月14日公表）は、
 - 残差により作成した排出係数が公表されておらず、現段階においては、FIT調整を含めたメニュー別排出係数が十分把握されていないこと
 - メニュー別排出係数の告示を希望した事業者は2者であり、平成30年度における環境配慮契約（裾切り基準の設定）に与える影響は小さいものと想定されること

→ 平成30年度においては、裾切り方式の評価にメニュー別排出係数は使用しないことが適当と判断される

↓
平成30年度の裾切りのCO₂排出係数は事業者全体の排出係数で評価するが、取扱いについて引き続き検討が必要

- 今後の検討項目
 - 複数のメニュー別排出係数を有する事業者の各メニュー別排出係数と残差により作成した排出係数の実態を踏まえた評価に関する検討
 - 事業者全体の排出係数とメニュー別排出係数の評価の考え方の検討

- I. 環境配慮契約のさらなる実施に向けた対応方針
- II. 平成30年度における裾切り基準の設定に関する対応方針
- III. 全国一律の裾切り基準の設定に向けた考え方
- IV. 「入札方法の検討に当たっての安定供給の確保」に係る考え方
- V. 再生可能エネルギーの導入状況に関する評価
- VI. 平成30年度におけるメニュー別排出係数の取扱に関する対応方針
- VII. 電気の供給を受ける契約に関する検討課題等

電気の供給を受ける契約に関する検討課題等（案）

以下の課題については、本年度結論が得られていない又は継続的な対応を要する事項であり、来年度以降も引き続き検討が必要と考えられる。

1. 環境配慮契約の更なる実施に向けた継続的な対応
→ 国及び独立行政法人等の取組の実態把握及び未実施機関への対応
2. 全国一律の裾切り基準の設定に向けた検討（グループ化の検討）
→ 可能な限り複数の一般送配電事業者の区域のグループ化を図るための適切な指標及びグループ化の判断の目安に関する検討
3. 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギーに関する評価
→ 非化石価値取引市場から調達したFIT電気の評価（制度の詳細が決定した段階で検討を開始）。非FIT非化石電気の評価に関する検討
4. メニュー別排出係数の取扱いに関する検討
→ メニュー別排出係数の実態把握（平成28及び29年度における小売事業者の選択状況、メニューの内容等）
→ 複数のメニュー別排出係数、残差により作成した排出係数及び事業者全体の排出係数の評価に関する考え方の検討
5. 総合評価落札方式の導入可能性に関する検討
→ 上記2の検討を踏まえ、導入に当たっての要件、評価の内容等に関する検討

平成30年度も引き続き電力専門委員会において検討が必要